



所得税確定申告と町・県民税の申告をお忘れなく！

令和元年分所得税および令和2年度町・県民税(住民税)申告の受付が始まります。みなさん、期限内に申告を行いましょ！



所得税および復興特別所得税・贈与税 3月16日(月)まで 消費税および地方消費税 3月31日(火)まで

ご自宅からeTaxで申告を！スマホで確定申告！

いつでもどこでもスマートフォンで、国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」から簡単に申告書が作成できます。

税務署の確定申告会場は2月17日(月)開設

開設期間 2月17日(月)～3月16日(月) (土日を除く) ※右記の期間外は、確定申告会場を設置してありませんのでご注意ください。

電話による申告相談をご利用ください

確定申告電話相談センター開設期間 1月17日(金)～3月16日(月) 所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税の確定申告に関するご質問やご相談にお答えします。

- 問い合わせ 上島町各総合支所 司副住民課 ☎77-2500 生名住民課 ☎76-3000 岩城住民課 ☎75-2500 魚島住民福祉課 ☎78-0011



類の提示または写しの添付が必要です(例1:マイナンバーカード、例2:通知カードと運転免許証など)。

消費税の軽減税率制度が実施されました

●決算書類からは消費税の確定申告書の作成ができません！ 令和元年10月1日から、消費税の軽減税率制度が実施されました。

「医療費領収書」の提示・提出は不要です

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受けられる場合には、医療費領収書の提示・提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

青色・記帳相談コーナーをご利用ください

令和元年分までの確定申告では、これまでどおり医療費の領収書を提出することも可能です。

※HP = ホームページ